

孤独死保険

無縁社会のお守り

賃貸住宅管理費用保険(2020)

大家さんを守る保険

賃貸住宅内で発生する自殺や孤独死は増加傾向にあります。死亡事故による遺品整理・清掃消臭費用、空室期間の家賃損失など、大家さんの負担が想像以上に大きくなることも少なくありません。そのようなときに「無縁社会のお守り」がお役に立ちます。

保険料は月額 **280円~390円!** (1戸室)

補償① 原状回復費用 最大**100万円**

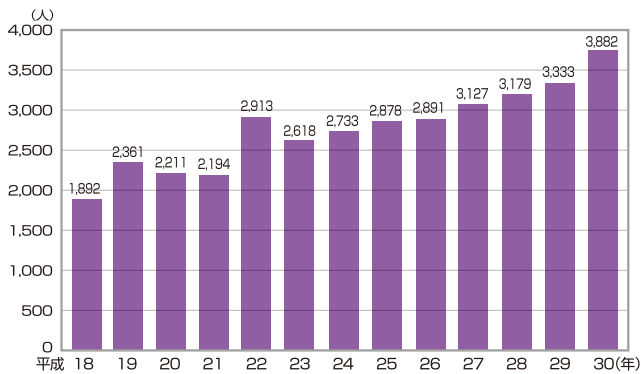
補償② 家賃保証80% 最長12か月間・最大**200万円**



データでみる孤独死の実態

1. 東京都監察医務院

東京23区内における一人暮らしで
65歳以上の人の自宅での死亡者数



2. 日本少額短期保険協会

第4回孤独死現状レポート(2019.5.17)

※2015年4月～2019年3月までの累計データ

項目	男性	女性
男女比	82.7%	17.3%
平均年齢	61.4歳	61.0歳
60歳未満の発生割合	37.3%	41.4%

①男女比は、男性8：女性2

②59歳以下の発生率が約40%

高齢者だけの問題ではありません!

当社の支払実績

当社で発生した事故例：死亡事故、高齢者とは限りません

ケース①

20歳代男性
【死因：孤独死】

2週間後発覚

ポストにたまった郵便物を見た訪問者の通報により発覚。

ケース②

30歳代男性
【死因：孤独死】

3週間後発覚

近隣の住民より「異臭がする」との通報により発覚。

ケース③

40歳代女性
【死因：孤独死】

経過日数不明

異臭に耐えかねた隣室から警察への通報で発覚。

ケース④

60歳代男性
【死因：孤独死】

3週間後発覚

新聞販売店の集金時に発覚。

無縁社会のお守りでの当社支払い実績

原状回復費用保険金

313,416円

家賃保証保険金

207,000円

原状回復費用保険金

1,000,000円

家賃保証保険金

363,000円

原状回復費用保険金

922,320円

家賃保証保険金

336,000円

原状回復費用保険金

961,721円

家賃保証保険金

256,000円



補償内容・保険金額【保険期間1年】

賃貸住宅戸室内で発生した死亡事故(孤独死・自殺・犯罪死)によって、被保険者(大家さんや管理会社等)が被る損失について補償します。

I 原状回復費用保険金

被保険者が事故発生日から180日以内に支払った次の費用

- ア 遺品整理費用 (事故戸室内から遺品を撤去する費用)
- イ 原状復旧費用 (死亡事故による汚損箇所の修復費用や清掃・消臭費用)
- ウ 相続財産管理人選任申立費用 (5万円限度)

1事故限度額
100万円

II 家賃保証保険金

事故発生日から90日以内に賃貸借契約が終了したことによる次の損失

- ア 空室期間の家賃損失：空室期間(月) × 本来家賃(月額) × 80%
- イ 値引期間の家賃損失：値引期間(月) × 減少家賃(月額) × 80%

最長12か月、
80%補償
1事故限度額
200万円

III 事故見舞金

支払い対象となる死亡事故が発生したものの、

I 原状回復費用保険に相当する費用が5万円未満のとき

1事故
5万円(定額)



保険料【払込方法・算出方法】

1戸室あたりの保険料(下表) × 入居戸室数(空室や店舗・事務所等は除く)

入居戸室数	4~19戸室	20~49戸室	50戸室~
月払(口座振替)	390円	340円	280円
一時払(口座振替・振込)	4,680円	4,080円	3,360円

家賃保証保険金
支払割合
80%



ご加入条件



入居戸室数が4戸室以上
(加入する戸室数)となるご契約
※ご加入にあたっては当社所定の
引受審査を行います。

所有している賃貸住宅戸室
全てをお申し込みいただきます。
※一部の「棟」または「戸室」を選択しての
ご加入は不可



補償開始のスケジュール

【申込締切日】毎月15日



(申込承諾)



【補償の開始(保険始期日)】申込締切日の翌月1日



保険商品の概要

保険期間は1年。

補償が開始される日(保険始期日)は、毎月15日の申込締切日までに受領した契約申込書について当社が引受を承諾した場合は、申込締切日の翌月1日。

各種保険金のお支払いに関して

①原状回復費用保険金

- ・死亡事故に起因すると当社が認める金額とします。
- ・敷金や第三者から回収した金額は差し引きます。

②家賃保証保険金

- ・空室期間や値引期間の起算日は、事故発生日の翌月1日とし、端日数は日割計算とします。
- ・減少家賃は本来家賃の50%を限度とします。

保険金をお支払いしない主な場合

- ・初年度契約の保険始期日以前に死亡(死亡推定日を含む)していた事故
- ・申込書に記載のない戸室で発生した死亡事故
- ・事故戸室の原状回復を行わない場合、または原状回復後、新たな入居者の募集が可能な状態にもかかわらず募集を行わない期間の家賃保証保険金
- ・地震、火災、建物の倒壊、洪水や土砂崩れ等の水災などによって生じた死亡事故

保険料のお支払い

- ・保険料は、申込日時点での入居戸室数(空室および専用店舗・事務所等を除く)によって算出します。
(申込日以降に入居が決定している戸室を含む)
- ・1戸室あたりの保険料は、「入居戸室数」および家賃保証保険金の「支払割合」により異なります。

保険料の精算

- ・保険契約終了時に、申込日時に算出した保険料と、保険期間中の入退居実績に基づいて算出した保険料との差額を精算します。
ただし、継続契約において差額が50%未満となるときは精算を行いません。



購入・取得物件の通知、補償の開始

- ・申込書に記載(報告)いただいた物件のみが補償の対象となります。
よって、保険期間中に新たに購入または取得した物件は、その都度通知をいただかないと補償されません。
- ・毎月15日を通知の締切日とし、当社が承諾した場合は翌月1日より補償の対象とします。



事故が発生したら

1. 当社または代理店までご連絡ください。

当社
フリーダイヤル ☎ 0120-552-919

※保険金の請求に必要な書類を発送し、事故現場の調査等を行いお支払いする保険金の額を査定いたします。

2. 物件価値の減少を防ぐためには、迅速な対応が不可欠です。

- 関係者へのご連絡
(管理会社、ご家族、保証人、警察等)
- 事故戸室の遺品整理や
清掃消臭作業の手配など



遺品整理や清掃作業でお困りの際には、「キーパーズ」社をご紹介します。



遺品整理専門の
キーパーズ

「遺品整理専門サービスのパイオニア」キーパーズは、年間1,500件以上の豊富な経験で様々な現場の対応をさせていただきます。また、ご遺族との話し合いをスムーズに解決するためのサポートも可能です。
お部屋の消毒、除菌、脱臭もお任せ下さい、全国の直営店が対応させていただきます。

お問い合わせ先

■取扱代理店

■引受保険会社



アイアル少額短期保険株式会社
0120-550-378(通話料無料)
午前9時～午後5時
(土曜・日曜・祝日を除く)

東京都中央区日本橋大伝馬町1-3 2F

このパンフレットは、保険商品の概要を説明したものです。詳細につきましては、重要事項説明書・普通保険約款をご確認ください。